

原子力発電所事故に伴う政府の適切かつ明確な行動を
求める意見書

東日本大震災・大津波の被害を受け、東京電力福島第一原子力発電所では放射能漏れという大事故が発生した。

しかしながら、政府はその事実を明らかにせず、大震災の被災者そして原子力発電所の近隣住民のみならず、多くの国民、特に小さな子どもを持つ保護者に大きな不安を与え、風評被害となっている。その不安や風評被害の原因は、放射線量などの数値が明らかでないこと、現状の放射線量でどのような疾病が起きる可能性があるのか、除染の方法が不明確であること等が挙げられる。

地方自治体では住民要望等を受け、独自に放射線量測定機を購入し、測定をしているところも多いが、独自で行っているため、自治体によってさまざまな方法、さまざまな機材・測定機で統一性がない。

本来、原子力政策は国の管轄・所管事項である。よって、国民を不安にさせることのないよう、次のとおり強く要望する。

- 1 政府は、子どもの年間許容量を現在 20 ミリシーベルトとしているが、国際放射線防護委員会（ICRP）の示した年間 1 から 20 ミリシーベルトの極小値に見直して、被曝線量軽減のための措置を早急に講じること。
 - 2 政府は地方自治体に対し、放射線量測定・公表に関わる予算措置、全国統一の安全基準値を策定し、必要な助言を行うこと。
 - 3 政府は、国民の不安解消のため放射線に関わる情報を公開すること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 24 日

福生市議会議長

田 村 昌 巳

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

様